

## 抵当権の被担保債権の範囲 H07-06-2 <<#298>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対する債務の担保のためにA所有建物に抵当権を設定し、登記をした。抵当権の登記に債務の利息に関する定めがあり、他に後順位抵当権者その他の利害関係者がいない場合でも、Bは、Aに対し、満期のきた最後の2年分を超える利息については抵当権を行うことはできない。

### <<ポイント>> 抵当権の被担保債権の範囲

抵当権者は、**利息**その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった**最後の2年分**についてのみ、その抵当権を行使することができる。（民法 375 条 1 項参考）

ただし、**後順位抵当権者等**がいないときは、この**2年分**に**限定**されることなく**優先弁済**を受けることができる。

### <<関連知識>> 根抵当権の被担保債権の範囲

**根抵当権者**は、**確定した元本**並びに**利息**その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の**全部**について、**極度額**を**限度**として、その根抵当権を行使することができる。（民法 398 条の 3 第 1 項）

【答え】 誤り